

令和2年度 大学院共通科目「国際研究プロジェクト」「国際インターンシップ」渡航費支援応募要領

1. 応募資格及び条件

令和2年度開設の大学院共通科目「国際研究プロジェクト」「国際インターンシップ」の履修および渡航費支援を希望する者は、次の全ての要件を満たすことが条件。

- (1) 大学院の正規課程に在籍する学生で、当該科目的シラバスに記載されている海外での活動を予定し、かつ海外におけるコミュニケーションに必要な語学力を有すること。(ただし、国籍を有する国での活動は対象としない。)
- (2) 渡航先での活動期間が10日間以上であり、渡航計画時に本学指導教員の承認を得ていること。
- (3) 渡航先での就業体験・研究内容等を、大学院共通科目的国際研究プロジェクト・国際インターンシップ科目として認定できること。(一つの海外渡航で当科目と教育組織開設の科目との重複履修は不可。)
- (4) 渡航予定期間は、令和2年4月～令和3年2月の期間内であり、当該期間中 休学又は留学の予定がない者。(年度をまたぐ渡航は認められない)
- (5) 過去に「国際研究プロジェクト」「国際インターンシップ」を履修していないこと。(同一科目を2回履修することは認められない)

2. 申請書類(次の全ての書類を提出のこと)

- (1) 筑波大学大学院共通科目「国際研究プロジェクト」「国際インターンシップ」実施計画書(指定様式)
【* 様式のエクセル版を、ホームページからダウンロードすること。】
- (2) 参加プログラムのパンフレット等、活動概要を示す資料
- (3) 語学力を証明するもの(TOEIC/TOEFL/TOEFL-ITP/英検等のスコア表のコピー等)
- (4) 受入先責任者の承認を証明するe-mail等の資料

3. 渡航費経費

1件^(注)あたり上限30万円として、移動経費(交通費)及び滞在費を支給対象とする。上限以内であれば満額支給とするが、上限を超える場合は打切りとする。なお、支給は帰国後とし、第6項に記載の報告書(2種類)を提出し、合格となった者にのみ支給する。

移動経費(交通費):往復航空券、海外での長距離移動旅費(到着日と帰国日のみ)とし、日本・海外ともに国内移動旅費は支給しない。

滞在費:日当・宿泊料とする。

(注)1件=1プログラム。(プログラムとは、渡航目的・機関が同一のものをいう。従って同一プログラムに複数の申請があった場合、原則として、そのプログラム応募者全員の合計額を1件と数える。)

なお、対象は本経済支援以外に、補助金等による航空運賃等の資金援助がないことが条件。ただし、国内外の外部機関等から滞在費などが支給・免除される場合は、支援可能とする。

4. 申請書類の提出期限及び提出先

第一次提出期限:令和2年 3月11日17時

第二次提出期限:令和2年 5月29日17時

応募額が予算枠を超えた場合は、HPで周知する。[提出先 : 本部棟 2階 教育推進課教務グループ]

5. 選考

申請者について、大学院共通科目委員会および委員会が委嘱するコーディネータにおいて選考し、採否及び支援金額を決定する。選考結果については、本人宛に通知する。

6. 報告書の提出と評価方法

当該科目的受講を許可された者は、次の報告書の提出を義務とし、報告書は帰国後3週間以内に提出すること。ただし、帰国が2月8日以降になる場合は2月28日を締切とする。

①「公開報告書」(A4、2頁)

* 大学院共通科目的HPでの公開を義務とする。

②「実施報告書」(A4、10頁以上)

評価方法については、①②の報告書に基づき、単位の合否を判定する。

7. 注意事項

- ①当該渡航期間中に休学又は留学を許可された者は資格を失うこと。
- ②6項の評価方法に基づき、合格となった者に対してのみ経費を支給すること。
- ③本人の不注意による必要書類提出の遅延や履修申請漏れ等手続きの不備等があった場合は、不合格の上、経費の支給は行わないで、期限を厳守すること。

8. 本件に関する問い合わせ先

* 教育推進部教育推進課 教務グループ 本部棟2階 (E-mail:ggec@un.tsukuba.ac.jp)